

がん患者の方やそのご家族の方へ

新たながん治療をサポートします

豊島区

がん先進医療費 利子補給事業

がんの先進医療を受ける方が医療費の融資を受ける場合に

利子相当額を最大8年間助成します



先進医療とは？

厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた最新の治療。保険診療の対象外であり高額な技術料がかかるものが多い。(本事業ではがんに関する技術に限る)

※詳しくは厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jryou/iryohoken/sensiniryu/index.html)
をご覧ください

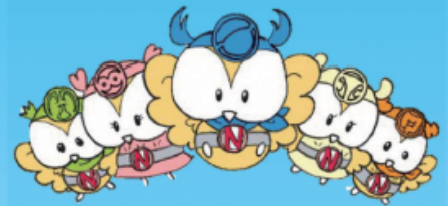
実質 **無利子** で高額な医療費を
借りることができます。



※申請方法等の事業詳細については裏面をご覧ください。

豊島区 地域保健課 がん対策・健康計画グループ ☎03-3987-4243

事業概要



平成 25 年 6 月現在

対象となるがん患者の方	<ul style="list-style-type: none">・国内でがんの先進医療を受ける予定のある方・区内に住所を有して1年以上居住している方・住民税の滞納のない方・世帯員の課税所得の合計が700万円以下の世帯に属する方
利子補給の申請が可能なる方	<ul style="list-style-type: none">・対象となるがん患者の方またはその親族（3親等以内）及び同一世帯に属する方・世帯員の課税所得の合計が700万円以下の世帯に属する方
対象となる医療	厚生労働省が定める先進医療(※)のうち、がんの治療を目的とした医療
対象融資額	300万円以内
利子補給利率	利子相当額（1.75%、保証料を含む）
対象期間	8年以内
区が指定する金融機関	<ul style="list-style-type: none">・ 巢鴨信用金庫「豊島区がん先進医療ローン」・ 東京信用金庫「がん先進医療ローン」 <p>※本事業は上記金融機関で融資を受けた場合に限り利用可能です。また、融資には区での事前の承認手続きが必要です。</p>

(※)先進医療の最新情報および実施機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

利子補給の流れ

申請

①申請者は必要書類を揃え、区に提出。承認決定を受け「承認決定通知書」を受け取る。

②承認決定後、左記「承認決定通知書」と必要書類を揃え、上記指定金融機関で融資の申込みをする。

交付

①毎年、申請者は金融機関に「利子支払証明書」の作成を依頼する。

②左記「利子支払証明書」と必要書類を区に提出し、交付を受ける。

◆資料配布・受付・問い合わせ窓口

豊島区 地域保健課 がん対策・健康計画グループ

東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所2階 ☎03-3987-4243

※要綱、各種様式については区ホームページからもダウンロードできます。